

平成 24 年 3 月 12 日
健康福祉事業本部
健康部健康推進課

母子健康手帳の改正について

1 改正の理由

母子健康手帳は、母子保健法施行規則様式第 3 号（以下、「省令様式」という。）で様式が規定されている。今般、平成 22 年乳幼児身体発育調査の結果および近年の母子保健をめぐる状況の変化等を踏まえ省令様式が改定されたため、母子健康手帳の改正を行なう。

2 主な改正内容

- (1) 妊娠経過の記載欄について、近年のハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する意識や状況の変化および妊婦健康診査の充実を受けて、①妊娠・分娩の際のリスクに関する情報の追記、②妊婦健康診査の記録欄の拡充、③妊産婦等の自由記載欄の拡充を行なう。
- (2) 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に改める。
- (3) 胆道閉鎖症等、生後 1 か月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報提供を行なう。
- (4) 平成 22 年乳幼児身体発育調査の結果に基づき、乳幼児身体発育曲線および幼児の身長体重曲線を改訂する。
- (5) 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意記載欄を増やすなど充実を図る。

3 実施時期

平成 24 年 6 月 1 日から新規様式に変更する。

なお、新生児の便色に関する情報提供は、別途便色カードを作成して、平成 24 年 4 月 1 日から開始する。

うんちの色に注意しましょう
明るいところでカードの色と
見比べてください。

1番～3番
に近い色だと
思う

4番～7番
だったのが
1番～3番
に近くなった

どちらかが当てはまるときは、**胆道閉鎖症**
などの病気の可能性がありますので、1日
も早く小児科医、小児外科医等の診察
を受けてください。

便色の記入欄（観察日と右欄に当てはまる色番号）

生後2週			
年	月	日	番

生後1か月			
年	月	日	番

生後1～4か月			
年	月	日	番

生後4か月くらいまでは、うんちの色に注
意が必要です。生後2週を過ぎても皮膚や
白目（しろめ）が黄色い場合、おしっこが
濃い黄色の場合にも、すぐに医師等に相談
しましょう。

1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

キリトリ線